

感染症リーダー想定問答

目次

1 感染症リーダーとは

- 問1 「感染症リーダー」とは、どういう職員ですか。
- 問2 感染症リーダーは、どのような職員を選任、設置したらよいですか。
- 問3 感染症リーダーに必要な資格はありますか。
- 問4 感染症リーダーは、感染症発生時には提供するサービスの内容、人員配置についての判断も行う
とのことですが、施設長、管理者のような権限がある人である必要はありますか。
- 問5 感染症リーダーは常勤職員でなければならないですか。

2 感染症リーダーの役割

- 問6 感染症リーダーの役割にはどのようなものがありますか。

3 その他

- 問7 当施設・事業所には感染症リーダーの適任者がいないと思われる場合はどうしたらよいですか。
- 問8 感染症リーダーが退職や異動などがあった場合に市に対して報告が必要ですか。

1 感染症リーダーとは

問1 「感染症リーダー」とは、どのような職員ですか。

答1 感染症リーダーは、施設・事業所の新型コロナウイルス対策に関し、日常においては感染が発生しないようにする標準予防策の実施について、感染が発生した場合には感染を施設内で拡げないようにしつつサービスを継続すること、保健所との連絡調整、提供するサービスの内容の決定、利用者及び職員の健康観察、人員配置や物資調達の決定その他について、中心的役割を担う職員です。

※ 標準予防策

すべての人は伝播する病原体を保有していると考え、患者及び周囲の環境に接触する前後には手指消毒を行い、血液・体液・粘膜などに曝露するおそれのあるときは个人防护具を用いること。

問2 感染症リーダーは、どのような職員を選任、設置したらよいですか。

答2 感染症リーダーとしての役割を果たすことができる職員を想定しています。

令和3年度障害福祉サービス等報酬改正により、感染対策委員会の設置が必要となりました（令和6年3月31日までの間は努力義務）が、この感染対策委員会の感染対策担当者が該当すると考えられるところです。

※参考（国通知）

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知） 56ページから

<https://www.mhlw.go.jp/content/000762248.pdf>

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成19年1月26日障発第0126001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知） 68ページから

<https://www.mhlw.go.jp/content/000762249.pdf>

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発0330第21号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知） 31ページから

<https://www.mhlw.go.jp/content/000762250.pdf>

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発0330第22号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知） 34ページから

<https://www.mhlw.go.jp/content/000762251.pdf>

○児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 12 号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知） 43 ページから
<https://www.mhlw.go.jp/content/000762255.pdf>

○児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について（平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 23 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知） 32 ページから
<https://www.mhlw.go.jp/content/000762257.pdf>

問 3 感染症リーダーに必要な資格はありますか。

答 3 感染症リーダーとしての役割を果たすことができる人であればよく、とくに資格は必要ありません。感染症リーダーの業務内容に鑑みれば、看護師等医療従事者が望ましいのですが、新型コロナウイルスの標準予防策、感染拡大防止策の実施に当たり、中心となって活動できる人であれば問題ありません。

問 4 感染症リーダーは、感染症発生時には提供するサービスの内容、人員配置についての判断も行うとのことですが、施設長、管理者のような権限がある人である必要はありますか。

答 4 感染症リーダーは、感染症発生時には提供するサービスの内容、人員配置などについて平時とは異なった判断を施設が行うに当たり中心的役割を担っていただきますが、施設長、管理者に進言を行い、その判断を補佐することで役割を果たすことができるのであれば十分です。なお、施設長、管理者が感染症リーダーとなることもあるところと思われます。

問 5 感染症リーダーは常勤職員でなければならないですか。

答 5 感染症リーダーは、感染発生時には保健所との連絡調整、利用者の健康観察などの業務で中心的役割を担っていただく必要がありますので、そのような活動ができる勤務体制にある人を選任、設置するようお願いいたします。

2 感染症リーダーの役割

問 6 感染症リーダーの役割にはどのようなものがありますか。

答 6 日常においては感染が発生しないように感染防止策を実施します。感染が発生した際は、保健所による調査の窓口となります。同時に、入所者の健康観察及び保健所への報告、職員の健康観察及び検査、人員配置状況による提供する介護の決定、物資の在庫確認、廃棄物処理の確認、協力医療機関の往診体制の確認、などにおいて中心的役割を担っていただきます。

<船橋市ホームページ参照>

○日ごろからの感染防止対策（チェックリスト）

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/fukushi_kosodate/002/03/p076995.html

トップ>産業・事業者向け>福祉・子育て支援事業者>障害福祉サービス・障害児通所支援・地域生活支援事業者等>法改正・制度等に関する情報>新型コロナウイルス感染症対策に係るチェックリスト

○感染が発生した際の対応

<https://www.city.funabashi.lg.jp/kenkou/kansenshou/001/p080769.html>

トップ>健康・福祉・衛生>感染症・難病・健康被害>感染症>高齢者福祉施設等で新型コロナウイルス感染症が疑われる場合・陽性と判定された場合の感染症発生連絡票等の提出について

3 その他

問7 当施設・事業所には感染症リーダーの適任者がいないと思われる場合はどうしたらよいですか。

答7 そのような場合は施設長又は管理者が感染症リーダーとなる必要があります。現時点で看護師等の医療従事者が人員配置されていない施設・事業所であっても、新型コロナウイルスの感染防止や感染症発生時の感染拡大防止は必要とされるからです。

問8 感染症リーダーが退職や異動などがあった場合に市に対して報告が必要ですか。

答8 障害者支援施設は、回答様式等により市へ御報告が必要です。他サービスについては、報告は不要です。